

資源物売払契約約款

(総則)

第1条 売払人(発注者、以下「甲」という。)及び買受人(受注者、以下「乙」という。)は、契約書記載の資源物売払契約に関し、契約書に定めるもののほか、この契約に基づく仕様書(当該契約に係る質問回答書を含む。以下同じ。)に従い、法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 甲は、この契約書の記載事項(仕様書を含む。)に従って、目的物を引渡し、乙はその物品の代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の履行)

第3条 乙は、この契約の履行にあたって、自らの責任において目的物を引取り、及び引取数量の報告を行わなければならない。なお、契約の履行の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめその内容を明らかにして、書面にて甲の承認を得なければならない。

2 乙は、引き取った目的物を適正に再資源化又は再利用しなければならない。

(引渡し)

第4条 目的物の引渡しは、甲の指定する場所で行うものとする。

(売払数量の確定)

第5条 目的物の売払数量は、前条の規定による引渡場所において、引渡しの都度計量を行い、乙が各月末の業務終了後速やかに月毎の引取数量を書面にて甲に報告し、甲の確認を受けることにより確定するものとする。

(売払代金の支払)

第6条 乙は、前条の規定により確定した目的物の年間引取数量に契約単価を乗じて得た金額(複数単価による契約の場合は、この額の総額。)を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに支払わなければならない。

2 甲は、乙に対し、月払いによる売払代金の支払を求めることができる。この場合、前項の「年間引取数量」は、「月毎の引取数量」と読み替えるものとする。

3 前項の場合、甲は、契約単価に目的物の日本国内における価格の変動を勘案して、当該月の目的物に係る売払単価を定め、乙に対し、これに基づく売払代金の支払を求めることができる。この場合、甲は、乙に対し売払単価を通知しなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、目的物の売払い後において、当該物品の契約不適合については責任を負わない。

(損害金等)

第8条 契約の履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(損害賠償)

第9条 乙は、その責に帰すべき理由により、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合行為に対する措置)

第10条 乙は、次の各号の一に該当したときは、この契約に係る契約金額(仕様書記載の回収見込量に契約単価を乗じて得た金額(複数単価による契約の場合は、この額の総額。))をいう。以下同じ。)の10分の2に相当する額を談合違約金として甲に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した

ときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当したとき、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額に加え、契約金額の10分の1に相当する額を談合違約金として支払わなければならない。

(1) 前項各号に規定する判決において、乙が違反行為の首謀者であると判示されているとき。

(2) 前項各号に該当する内容で「伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領」により、資格(指名)停止を受け、資格(指名)停止措置期間満了後10か年を経過していないとき。

(3) 甲の職員が刑法第96条の3の罪に係る確定判決において、乙が甲の職員に不正な働きかけを行った旨判示されているとき。

3 第1項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。

4 前3項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(発注者の催告による解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限内に目的物を納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に目的物を納入する見込みがないと認められるとき。

(2) 甲の検査の実施にあたり、その職務の執行を妨害したとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承したとき。

(2) 乙の債務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した

とき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約を履行するにあたって必要な資格がないとき。

(8) この契約の履行について不正の行為があったことを発見したとき。

(9) 第13条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申出たとき。

(10) 乙が次の一に該当するものとして警察等関係行政機関からの通報又は警察等関係行政機関に対する情報の確認により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

ア 乙又はその役員等(法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあつては、その者及びその者の支配人をいう。)が、下表に掲げる事項の一に該当するとき。

イ 乙が、下表に掲げる事項の一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)、再受託者(再受託者以降の全ての受託者を含む。))及び乙、下請負人又は再受託者が契約等の履行に際して締結する全ての契約の相手方をいう。

以下この号において同じ。)としていたとき。

また、乙が下表に掲げる事項の一に該当する者を下請負人等としていた場合に、甲が、乙に対し、又は乙を通じて下請負人等に対し、当該下請人等との契約の解除を求め、乙がこの求めに応じなかったとき。

ウ 乙が、資材販売等業者(契約等の履行に際して使用する資材その他物件を販売し、又は賃貸する者をいう。以下この号において同じ。)又は廃棄物処理等業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、同法第14条第12

項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処理業者をいう。以下この号において同じ。)が下表に掲げる事項の一に該当する者であることを知りながら、当該資材販売等業者から資材その他物件を購入し、若しくは賃貸し、又は当該廃棄物処理等業者が有する施設若しくは当該廃棄物処理等業者を使用したとき。

また、乙又は下請負人等が下表に掲げる事項の一に該当する資材販売等業者又は廃棄物処理等業者(以下「資材業者等」という。)と契約を締結している場合に、甲が、乙に対し、又は乙を通じて資材業者等に対し、当該資材業者等との契約の解除を求め、乙がこの求めに応じなかったとき。

エ 乙又は下請負人等が、この契約の履行に際し、暴力団等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。)による不当介入を受けたにもかかわらず、乙が警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

1 暴力団等と認められるとき。

2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用したと認められるとき。

3 暴力団等に対する資金等の供給、資材等の購入、便宜の供与など積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

4 暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする(特定の場所で偶然出会った場合等を除く。)など、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき。

5 暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティその他の会合に招待される(特定の場所で偶然出会った場合等を除く。)など、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

6 暴力団等であると知りながら、これを不当に利用したと認め

られるとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条の3 第11条各号又は前条各号に定める場合が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第12条 甲は、第10条第1項、第11条又は第11条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲及び乙が協議して定める。

(受注者の解除権)

第13条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により乙がこの契約を解除したときに準用する。

(秘密の保持)

第14条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後についても適用する。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約の履行にあたって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない

(暴力団等の不当介入に対する措置)

第16条 乙は、契約の履行にあたり、暴力団等による不当介入を受けたときは、所轄の警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定による通報を行ったときは、その旨を直ちに甲に報告しなければならない。

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項については、伊勢市契約規則(平成17年伊勢市規則第48号)の定めるところによるほか、必要に応じて、甲及び乙が協議して定める。